

「統合データベースプロジェクト」 研究運営委員会作業部会(第2回) 議事要旨

【日時】平成19年10月1日(月) 15:30~17:30

【場所】情報・システム研究機構 事務局会議室

【出席者】浅井委員、金岡委員、黒田委員、田端委員、大久保委員、高木委員、永井委員

【陪席】

文部科学省 : 生田課長補佐、澄川ライフ総括係長、田中調査員、石塚調査員
(独)科学技術振興機構 : 河村課長代理、藤田係員
情報・システム研究機構 : 堀田機構長

【事務局】高野事務局長、石田総務課長、笹島総務課課長補佐、川本特任准教授、西川特任教授、植田事務室長

【議事】

(1) 研究運営委員会作業部会(第1回)議事要旨(案)について

高木主査から、6月15日に開催された第1回研究運営委員会作業部会の議事要旨(資料1)に関して、意見があれば会議の終了までに事務局まで連絡して欲しい旨の発言があった。特に意見はなく、議事要旨は承認された。

(2) ライフサイエンス統合データベースセンターのサービス(デモンストレーション)について

高木主査から、ライフサイエンス統合データベースセンターのサービスについて、新領域融合研究センターの川本特任准教授に説明依頼があり、川本特任准教授による統合データベースセンターのサービスデモンストレーションが行われた。このデモンストレーションについての質疑応答は、下記のとおりである。

●統合TVは文章で書かれた説明よりは、わかりやすい。NCBIのサイトに同様のサービスがある。

→ 統合TVの最大の特徴は、DB志向ではなく、目的志向であること。実験家が必要な解析やデータを、異なるデータベース間を渡り歩いて解析したり収集する方法を、動画にテキストを加えながら説明している。NCBIなどの類似サービスは、自前のDBについての説明で終わっているため、統合TVとは異なる。

●統合TVに関して、DBの組み合わせの選択や解析方法は、最適なものか？また、項目をさらに増やしていくのか。

→ 現在考えられる最適の方法である。将来的には、ユーザーの意見やユーザープロフィールからフィードバックしていく。項目数は増やす予定である。生物学者の解析のパターンは100のオーダーであろうから困難ではないと考えている。

●まずサービスを公開してユーザーのレスポンスを得ることが大切である。

●サービスによる損害発生への対応が必要である。また、内容や表現に品格が必要である。

→ 免責事項をアナウンスしておく。表現チェックのため、プロのエディターの手を通すことを考えている。

最後に、川本特任准教授より、10月5日に公開するので、是非実際にみてもらってご意見を伺いたいとの発言があった。

(3) 契約・著作権、個人情報問題への対応について

永井委員より、資料2を用いて、契約・著作権、個人情報問題への対応に関する説明があった。これに対する討議内容は以下のとおりである。

●公共の利益の範囲は、天変地異のような特別の場合を指しているのではないか。従って、ほとんど適用できないのではないか。

→資料2を訂正する。

●過去分は別として、今後開始されるプロジェクトで公開を前提としたインフォームドコンセントを適用できるようにする。

にするには、どのようにしたらいいか？

→(文科省石塚調査員)難しい。個別対応せざるを得ないのではないか。文科省内で検討する。

●全て個別対応では、人手が足りない。

→いい解決方法があれば提案してもらえないか？

→インフォームドコンセントに盛り込む文案を提案すればいいのか？ Yes

●インフォームドコンセントの基本は提供者本位であること。研究者向けの考えになっていない。これを変えることには、厚労省はたぶん肯定しないだろう。他省庁にまたがるものは難しい。

●個人を特定しないようにして公開することをインフォームドコンセントに盛り込むのは、そう大きな問題にはならないのでは。

→情報提供者にとっては問題にならないかも知れないが、色々と問題がある。

●個別対応の件に関しても、文科省からの提言がないと交渉は困難。ぜひ提言をしてほしい。

→経産省は OK。厚労省、農水はこれから。

●運営委員会に 4 省庁から就任いただくのは、次年度からか？

→今年度の途中から OK

●運営委員会に 4 省庁から就任いただいて、知的所有権や、個人情報扱いに関する問題に対して検討してもらおう。

●たたき台案をどのように提案していくのか。

→文科省を通して総合科学技術会議に出す。

●この問題は、難しいから通常やりたがらない問題である。法改正までやらないといけない問題であろう。

●国民の手にデータを取り戻し自由につかえるために、ここがその代弁をしていく。

(4) 国内データベースの受入について

西川特任教授より、資料3を用いてデータベース受け入れの方針案に関する説明があった。これに対する討議内容は以下のとおりである。

●遺伝子発現 DB の統合化には必ずしも賛成していない。

→データの価値に関しては、別途調査が必要だが、ここには入っていない。これから検討したい。

●賛成しないのは、質の低いデータが多いからか？

→データとして頼りない場合が多い。必要な実験情報が入っていない場合がある。責任の持てない統合になる可能性がある。

●真に意味のあることだけをやろうとしたら、研究そのものになってしまう。信頼性があまり高くない可能性があるものをどのように統合してどのように公開していくかを良く考える必要がある。

●発現データの場合は、エラーが多いことが知られている。マイニングするのではない統合公開の方策が必要。

●データの信頼度や相互の相関を解析できるようなツールをデータベースと共に置いておくのが重要。

●統合はしたほうがいい。パイロットスタディをやって、ある程度使える統合化の方式を見出していけばいいのでは。最後はユーザーの責任であり、アクセスビリティを高めるだけでも意味がある。

●統合検索結果の表示方法に知恵が必要。価値判断が入ってくる。最初から質が低いといって拒絶するのはあまりやりたくない。

●データを預けたいという人もいるし、自分たちで管理するが、統合的に検索できるようにしてほしいという人もいよう。そのような色々なユーザーに対応した 3 段階 4 段階の統合化を考えるべきである。

●予算の維持の観点で、統合化に不安を感じる場合もあるのでは。

●形態のデータは 100% 公共 DB に入っていないのか。

→そうである。形態データを集めるバンクがないということ。

●「データを移設し」の移設の文言が誤解を与えるので変えたほうがいい。

→了解した。

●「大型プロジェクト受け入れ方針案」については、「後継プロジェクト終了後を見据えて」という対応では不十分であり、方針として後継がおわるまで待っているというのは良くない。→ 大型プロジェクト受け入れ方針案の表現を訂正する。

●いわゆる後継プロジェクトで、前のプロジェクトのデータベース作成は業務になりえるのか？

→なりえない。

(まとめ)

遺伝子発現データベースの統合には、実験精度の問題や実験条件の不統一の問題があるが、データの中身に関する価値判断を行いつつ、パイロット的に受け入れ試行を行っていくことに意味がある。大型プロジェクト受け入れに関しては、方針の表現を訂正し、次回委員会で提出する。

【総合討論】

- 著作権は、個別交渉が可能だが個人情報はそのようではない。この二つの問題は切り離して考えるべきである。
- 公共の利益をたてに既存プロジェクトのデータの公開要求をしていくのは、難しいのでは。
- 単なるデータに著作権があるかのようにみなして、データ公開をしない場合がある。この状況を変えるにはどうしたらいいか。
- ここで、データ公開のための案を作成し、総合科学技術会議で提案していく。また啓蒙活動も実施する。
- 個別のプロジェクトでは、データを出さない方針のものもある。従って、個別のプロジェクトを超えて、国家プロジェクトのデータのこの範囲までは、出すべきであるという指針が必要。指針を出してもらえよう活動を地道に続けることが重要。抵抗勢力は多い。
- プロジェクト毎に、個別にコンソーシアムをつくったりして、個別のルールを作っている。これが一つのルールであれば非常に楽になる。このプロジェクトの越権行為かもしれないが、声を上げていきたい。
- データを出さないことの言い訳に、海外へのデータ流出をあげる場合が多い。データが海外にもれず国内にとどまるような方法はないか。
→そうすると、外国からクレームがくる。
- 公平な学会内の公開ができないものか。
- 以上のような点に関して、運営委員会で知恵を出してもらえよう問題提起をしたい。

(5)その他 今後の予定等

高木主査より、次回以降の作業部会について、年に3～4回開催予定の運営委員会の前に開催したい旨発言があり、了承された。

以上